一宮市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 一宮市の新型コロナウイルスによる肺炎に関する防疫・その他の対策について、関係部局及び関係機関が連携を図り、総合的、横断的にこれを推進するため、一宮市新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に係る対策に関すること。
 - (3) 関係部署及び関係機関との調整に関すること。

(構成)

- 第3条 対策本部は、別表第1に揚げる者をもって構成する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、必要と認める場合には、第1項の規定にかかわらず、別表第1に揚げる者以外のものを対策本部の構成員とすることができる。

(会議)

- 第4条 対策本部は、本部長が議長を務めるものとする。
- 2 本部長が出席できないときは、副本部長がその職務を代行する。

(幹事会)

- 第5条 所掌事務に関する問題を整理・検討するため、対策本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表第2に揚げる者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に上席危機管理監を、副幹事長に市 民健康部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、座長を務めるものとする。
- 5 幹事会には、幹事長が必要と認める場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 幹事長が出席できないときは、副幹事長がその職務を代行する。

(新型コロナウイルス感染症対策連絡会議)

- 第6条 新型コロナウイルス感染症の発生に備え、関係部署の連携及び情報の共有化を図り、初期段階において必要な対策を講ずるため、必要に応じて本部長が一宮市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議(以下「連絡協議会」という。)を設置することができる。
- 2 連絡協議会は、別表第3に揚げる者をもって構成する。
- 3 連絡協議会に会長及び副会長を置き、会長に上席危機管理監を、副会長に市民健 康部長をもって充てる。
- 4 連絡協議会は、会長が招集し、議長を務めるものとする。
- 5 連絡協議会には、会長が必要と認める場合、構成員以外の者の出席を求めること ができる。
- 6 会長が出席できないときは、副会長がその職務を代行する。

(庶務)

第7条 対策本部及び連絡協議会に関する庶務は、総合政策部危機管理課及び市民健康部健康づくり課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年2月23日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

長第1 (第3条関係)	
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
	水道事業等管理者
	病院事業管理者
	総合政策部長
	上席危機管理監
	総務部長
	財務部長
	市民健康部長
	福祉部長
	こども部長
	環境部長
	経済部長
	まちづくり部長
	建築担当部長
	建設部長
	管理担当部長
	会計管理者
	病院事業部長
	議会事務局長
	教育文化部長
	消防長
	上下水道部長

別表第2 (第5条関係)

幹事長	上席危機管理監
副幹事長	市民健康部長
	総合政策部次長
	総務部次長
	市民健康部次長
	福祉部次長
	こども部次長
	環境部次長
	経済部次長
	建設部次長
	まちづくり部次長
	議会事務局次長
	教育文化部次長
	病院事業部次長
	消防本部次長
	上下水道部次長

(注) 該当者が複数の場合、1名を選任する。

別表第3 (第6条関係)

(2)4 - (2)4 - 2)454617	
会長	上席危機管理監
副会長	市民健康部長
	総合政策部次長
	総務部次長
	市民健康部次長
	福祉部次長
	こども部次長
	病院事業部次長
	教育文化部次長
	消防本部次長

(注) 該当者が複数の場合、1名を選任する。